明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（農林水産六〇）　一
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務四六三）　二
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　（財務二七二～二七五、二七八）　三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同二七六）　五
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　（同二七七）　六
○保安林の指定を解除する件（農林水産一五一九）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一五二〇）　七
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（同一五二一）　七
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（同一五二二）　七
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境六）　八
○道路に関する件（中国地方整備局八〇）　八
○浄化槽の型式の認定を更新した件（同八一）　八
〔国会事項〕
内閣　内閣府　法務省　農林水産省
林野庁　海上保安庁　九
〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　農林水産省
林野庁　海上保安庁　九
〔皇室事項〕
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　九
〔官庁報告〕
官庁事項　九
〔公　告〕
諸事項　三
官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
共済組合定款の一部変更（法務省・刑務）関係
特別公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省令

○農林水産省令第六十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月四日

農林水産大臣　齋藤　健

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（移動の制限） **第五条**　次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長又は大空町長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長若しくは大空町長の指定する職員）が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。 一～四　（略） 2～4　（略） （廃棄の措置） **第七条**　防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又	（移動の制限） **第五条**　次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走市長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は北海道知事若しくは網走市長の指定する職員）が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。 一～四　（略） 2～4　（略） （廃棄の措置） **第七条**　防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又